

AtinaVPN サービス契約約款

令和7年5月9日 現在

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

一般規程

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ (以下、「当社」といいます。) は、AtinaVPN サービス契約約款 (以下、「本約款」といいます。) を定め、本約款を遵守することを条件として契約を締結した契約者 (以下、「契約者」といいます。) に対し、本約款に基づき AtinaVPN サービス (以下、「本サービス」といいます。) を提供します。

第2条 (本約款の変更)

当社は、本約款のすべて又は一部を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の本約款の内容に従うものとします。

2 本約款の変更にあたっては、当社が定めた日 (以下「効力発生日」といいます。) に効力を生じるものとします。

3 当社は、本約款の変更を行う際は、当該変更により影響を受ける契約者に対し、その内容について別途当社が定める方法で効力発生日の3か月前までに周知します。ただし、この周知が到達及び認知しない場合であっても、変更後の約款が適用されるものとします。

4 契約者は、前項の約款による変更を承諾しない場合、効力発生日までの間に、当社に対し、書面により異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間で締結された本契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第3条 (約款の構成)

本約款は、一般規程及び本サービスの種類毎に定める個別の利用規程 (以下、「利用規程」といいます。) によって構成されます。一般規程と利用規程の内容に差異がある場合には、利用規程が優先して適用されます。

第4条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において、限定的に解釈されるものとします。

第5条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
VPN ルータ	当社が契約者に対してレンタル（賃貸）するブロードバンドルータをいいます。
周辺機器	VPN ルータに接続する追加機器として、当社が契約者に対してレンタル（賃貸）する機器をいいます。
VPN ルータ等	VPN ルータ及び周辺機器のことをいいます。

第2章 契約

第6条 （契約の単位）

当社及び契約者は、一つの本サービス毎に一の AtinaVPN サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するものとし、その契約内容は、本約款その契約内容は、本約款個別契約に定めるとおりとします。

2 当社は、業務上必要なときには、本契約の特約を定める事があります。この場合、契約者は本約款とともに本契約の一部である特約も遵守するものとしします。

第7条 （本サービスの内容）

本サービスの内訳は以下のとおりとし、その内容は利用規定に定めるとおりとします。

(1) フルマネージドサービス

VPN 接続に必要なルータの初期導入、所定のルータの稼働状況の監視、サービス用通信回線及びサービス用設備における障害の切り分け、VPN ルータ等の修理（正常稼働品との交換等を含む）による復旧支援等を行い、回線サービスの正常稼働等の運用を支援するサービス。また設定データを含めた VPN ルータ等の機器を維持・管理します。

(2) レンタルサービス

当社が VPN ルータ等を契約者に貸し出し、契約者の指定する設置場所において契約者の利用に供するサービス。

2 契約者が本サービスの利用に関連して当社による本サービスの範囲外となるサービスの提供を希望する場合、両者間で別途協議の上、決定します。

第8条 （本サービスの提供区域）

本サービスは、日本国内（離島を除く）の当社が定める区域において提供するものとしします。また、契約者は、VPN ルータ等を本サービスのみを使用するものとしします。ただし、利用規程に定めがある場合にはこの限りではありません。

第9条 （権利義務譲渡等の制限）

契約者は、本契約上の地位ないし本契約に基づく権利義務を、当社の事前の書面による承

諾なしに、第三者に承継させ、譲渡し、貸与し、又は担保としての提供等することはできません。

第3章 申込及び承諾等

第10条（契約申込の方法）

契約者が行う本契約の申込は、個別契約書（注文書）にて行うものとします。

2 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲内において、当社の委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

3 契約者には、第1項の本契約の申込にあたり、本人確認のための資料等を当社に提出していただく場合があります。

4 申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、当該個人情報の本人から同意を得た上で記載するものとします。

第11条（情報の提出）

当社は、契約者に対して、契約者に関する情報の提出を求めています。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた契約者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

第12条（契約申込の承諾）

当社は、本契約の申込があったときは、次条（契約申込の拒絶）に定める契約申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

2 本契約の成立日は、前項の規定により当社が本契約の申込を承諾した日とします。また、当社は、本契約の申込を承諾した場合、本サービスが利用可能となる日（以下、「利用開始日」といいます。）を別途当社の定める方法にて契約者に通知します。

3 当社は、原則として、申込を受け付けた順に前項に定める通知を行い、本サービスの提供を開始するものとします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第13条（契約申込の拒絶）

当社は、本契約の申込者が次の各号の一に該当する場合には、本契約の申込に対して承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術上困難なとき。

(2) 本契約の申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。（申込者が負担すべき債務の履行

が担保されたときを除きます。)

- (3) 本契約の申込をした者が第 27 条（提供停止）第 1 項各号の一に現に該当し、又は該当するおそれがあるとき。
 - (4) 本契約の申込をした者が過去において第 27 条（提供停止）第 1 項各号の一に該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
 - (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 本契約の申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (7) 本契約の申込をした者が、過去において法令若しくは本約款に違反したことがあるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) その他当社が不適切と認めたとき。
- 2 当社が前項の規定により、本契約の申込を拒絶したときは、当社は、当該申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。

第4章 契約事項の変更

第14条（契約事項の変更）

契約者が契約事項の変更を希望する場合には、利用規程で当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

- 2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
- 3 当社は、第 1 項の請求があった場合において、その請求を承諾しないことがあります。

第15条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所又は登録した電話番号又は登録したメールアドレスその他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかにその旨を届け出るものとします。

第16条（設置場所の住所変更）

契約者は、VPN ルータ等の貸与物について、設置場所の変更を請求することができます。

- 2 設置場所の変更は、当社が合理的に確認した場合にのみ承認されます。変更によって本サービスの提供が困難になると当社が判断した場合、当社は変更を拒否する権利を有します。
- 3 当社は、設置場所の変更に伴い、追加料金や手数料が発生する場合、その旨を顧客に

通知するものとします。

4 設置場所の変更に伴い、ルータの再設定や追加作業が必要な場合、顧客はその費用を負担するものとします。

第17条（本サービスの種類の変更）

契約者は、本サービスの種類を変更することができます。変更については利用規程に定めるとおりとします。

第18条（法人の契約上の地位の承継）

契約者が、合併又は会社分割を行う場合、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。この場合、契約者は、本契約上の地位を承継する者に対し、本契約に基づき契約者が負う一切の債務を、その者に承継させるものとします。

2 当社が前項に定める承諾をしない場合、当社は、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

第5章 契約者の義務

第19条（契約者の義務）

契約者は、本約款及び本契約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第20条（禁止事項）

契約者は、善良なる管理者の注意をもってVPNルータ等（本章においては、VPNルータ等とともに引き渡された取扱説明書、付属品等を含むものとします。）を維持、管理するものとし、その利用にあたって次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) VPNルータ等の第三者への譲渡、質入れ、担保供与、転貸その他の処分
- (2) VPNルータ等の分解、解析、改造、改変等
- (3) VPNルータ等の損壊、破棄等
- (4) VPNルータ等の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
- (5) 本契約外の不正使用
- (6) VPNルータ等の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
- (7) VPNルータ等の日本国外持ち出し
- (8) VPNルータ等の本来の用途以外の使用
- (9) 当社若しくは第三者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (10) その他公序良俗に反する、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

第21条（契約者からの設置場所及び電気の提供）

VPN ルータ等を設置するために必要な設置場所及び VPN ルータ等の作動に必要な電源及び電気は、契約者が用意し、その費用等を負担するものとします。

第22条（VPN ルータ等の滅失、損傷等）

本契約に基づき契約者が使用する VPN ルータ等が滅失、損傷等した場合、契約者は、当社に対し、滅失、損傷等した VPN ルータ等の再購入代金、修理代金その他当社が被った一切の損害を賠償するものとします。ただし、当該滅失、損傷等が当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

2 前項の場合において、利用規程に特段の定めがある場合はその定めるところによるものとします。

第23条（プログラム複製等の禁止）

契約者は、VPN ルータ等の一部を構成するプログラム（以下、「プログラム」といいます。）がある場合、そのプログラムに関して次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくはその再
使用権を設定し、又は第三者に使用させること。
- (2) プログラムの全部又は一部を複製すること。
- (3) プログラムを変更又は改作すること。

2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、当社を全ての責任から免責させるものとします。

第24条（契約者の義務違反）

契約者が第 19 条（契約者の義務）又は第 20 条（禁止事項）その他本契約・本約款に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第6章 免責

第25条（当社の免責）

契約者が本サービスに関していかなる損害を被ることがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本契約の変更により契約者設備の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用につい

ては負担しません。

3 当社は、当社指定のクラウド事業者設備の改造等により VPN ルータ等及び契約者設備の改造等を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第7章 利用の制限、提供停止、提供中止及びサービスの廃止

第26条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、当社の判断にて、契約者による本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2 契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたと当社が判断したときは、当社は、当社の判断に基づき、当該契約者による本サービスの利用を制限することができます。

3 当社は、本条に基づく本サービスの利用制限により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第27条（提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社の定める期間、当社の判断に基づき本サービスの提供を停止又は制限することができるものとします。

(1) 本契約の申込時に提出した当社所定の書面に、事実と反する記載を行った等、当社に対して虚偽の事実を述べたことが判明したとき。

(2) 前号のほか、本契約・本約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、当社の電気通信設備等当社の業務及び設備に対して、支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

(3) 第 43 条（債務の履行の担保に係る申し入れ）に規定する協議により契約者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないうとき。

(4) 第 44 条（債務の履行の担保）に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないうとき。

2 当社は、契約者が、本サービスの料金債務その他本契約に基づき契約者が当社に対して負っている一切の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みますが、これに限られません。）は、当該契約者が当社に対して、その債務の全ての支払を完了するまでの間、当社の判断に基づき、本サービスの提供を停止することができます。

3 当社は、本条の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、予めその旨を通知し

ます。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

4 当社は、本条に基づく本サービス提供の停止又は制限により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第28条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 天災、事変、戦争その他の不可抗力により、本サービスの提供が不可能又は困難であるとき。
- (2) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (3) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- (4) ソフトウェアのバージョンアップ等の保守のためやむを得ないとき。
- (5) その他、当社において本サービスの提供中止が必要と判断したとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、かかる通知を行うことにより当社に支障が生ずると当社が判断した場合、又は当社がかかる通知を不要と考えた場合においては、この限りではありません。

3 当社は、本条に基づく本サービス提供の中止により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第29条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を当社が別途定める方法で通知します。

3 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第8章 契約の解除

第30条（当社の解除）

当社は、次に挙げる事由のいずれかがあるときには、予め契約者に通知することなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第27条（提供停止）第1項又は第2項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から各所定の期間を経過しても当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第2項の事由による場合は、当社は、当該本契約を直ちに解除することがあります。

- (2) 第27条（提供停止）の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支

障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (3) 第13条（契約申込の拒絶）第1項各号のいずれかの事由が判明、又は発生したとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金支払の停止の通知があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届けない場合。
- (5) 第2条（本約款の変更）又は前条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスを廃止するとき。
- (6) 契約者が、法令又は本契約若しくは本約款に違反したとき。

第31条（契約者の解約）

契約者が本契約を解約しようとするときは、解約する旨及び解約するサービスの種類等を、当社が別途定める方法にて当社に通知することとします。

- 2 前項の通知は、解約しようとする日の30日前までに当社へ通知するものとします。

第32条（VPN ルータ等の返還）

契約者は、第30条（当社の解除）又は前条（契約者の解約）の規定等により、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、解約又は解除の日から2週間以内にVPN ルータ等を当社に返還するものとします。その他の事由によって本契約が終了した場合についても、同様とします。

- 2 契約者は、VPN ルータ等とともに引き渡された取扱説明書、付属品等も、前項のVPN ルータ等とともに当社に返還するものとします。
- 3 第1項及び前項に定める返還に要する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- 4 契約者は、VPN ルータ等の内部に記録された情報等について、当社に対し返還、修復、削除又は賠償等を請求できないものとします。
- 5 第1項及び第2項において、契約者が返還を遅延した場合、契約者は、解約又は解除の日から数えて経過の期間に対応する月額料金の3倍の額の金員につき、損害金（ただし、その累計額は第22条第1項に定める金額を上限とします。）として当社に支払うものとします。

第9章 料金等

第33条（料金の適用）

本サービスに関する料金、費用及びそれらの計算方法は、別途締結する個別契約の通りです。

第34条（利用料金の支払義務）

契約者は、当社に対し、前条（料金の適用）に規定する本サービスの利用に伴って継続的に課金される月額料金を支払う義務を負います。

2 第30条（当社の解除）又は第31条（契約者の解約）の規定等により、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、解約又は解除の日が暦月の末日以外であっても、契約者は、当該解約又は解除の日を含む月の当該契約に係る本サービスの月額料金を支払う義務を負います。

3 第14条（契約事項の変更）等の本約款の規定に基づく契約内容の変更により、本契約における月額料金に変更が生じた場合には、当該変更の日が暦月の初日である場合を除き、当該月額料金の変更は当該変更の日を含む月の翌月初日より適用するものとします。

4 第26条（利用の制限）、第27条（提供停止）、第28条（提供中止）等の本約款の規定により、本サービスの利用が制限、停止又は中止された場合の当該制限、停止又は中止の期間における当該サービスに係る本サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第35条（初期費用の支払義務）

契約者が、第10条（契約申込の方法）に基づき、当社に対して本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときは、契約者は、第33条（料金の適用）に規定する初期費用を当社に支払う義務を負います。

2 当社の承諾後第12条（契約申込の承諾）第2項に定める利用開始日前に、契約者の責めによらない理由により本契約の取消又は解除がされた場合は、この限りではありません。

第36条（VPN ルータ等の滅失、損傷等に関する支払義務）

契約者が使用するVPN ルータ等が、第22条（VPN ルータ等の滅失、損傷等）の規定に該当する場合には、契約者は、滅失、損傷等したVPN ルータ等の再購入代金、修理代金、再発行手数料、その他当社が被った一切の費用について当社に支払う義務を負います。

2 滅失品が発見される等の事情により当社に返還された場合であっても前項により当社に支払われた当該費用は一切返金されないものとします。

第37条（料金の調定）

本契約の最低利用期間内における解除、解約、契約内容の変更その他利用規程に定める事由が発生した場合には、契約者は、当社に対して、利用規程に定めるところにより、調定金を支払うものとします。

第38条（料金等の支払方法）

契約者は、本サービスの料金及び費用を、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融

機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第39条（割増金）

契約者は、初期費用、月額料金その他の、当社に対する一切の支払について、それを不法又は不正に免れた場合には、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（以下、「割増金」といいます。）を、当社が別途定める方法により当社に支払うものとします。割増金の支払は、契約者の当社に対するその他のいかなる債務をも免除するものではありません。

第40条（延滞利息）

契約者は、初期費用、月額料金その他の当社に対する一切の債務（ただし、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払をしない場合には、当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出した額を、延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第41条（割増金等の支払）

契約者は、第39条（割増金）及び前条（延滞利息）の支払については、当社が指定する方法により行うものとします。

第42条（債務履行の担保に係る申し入れ）

契約者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがないと当社が判断できないときは、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は、契約者に対して、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 契約者が、前項に規定する協議の申し入れに応じない場合又は前項に規定する協議により本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合（前項に規定する協議により契約者が当社に対して債務の履行の担保を供した場合を除きます。）は、当社は、契約者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下同じとします。）の債務保証により、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、債務の履行を担保するよう求めるものとし、契約者はこれに従うものとします。

第43条（債務の履行の担保）

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当

社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、本サービス提供に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 本サービス提供に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（契約者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき。
- (2) 直近の決算において債務超過であるとき。
- (3) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき。
- (4) 第11条（情報の提出）の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。
- (5) 前条（債務履行の担保に係る申し入れ）第2項に定める場合。
- (6) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。

2 当社は、本契約終了後、預託金を本サービスに関して契約者が負う一切の債務に充当した上で、その残額を契約者に返還するものとする。その場合、当社は契約者から預け入れられた預託金には利息を付さず返還するものとします。

第44条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第45条（端数処理）

当社は、本サービスに関する料金、費用その他の計算において、その計算結果で1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第10章 個人情報

第46条（個人情報保護）

当社は、契約者の情報を、別に定める「個人情報保護ポリシー（<https://www.tokai-com.co.jp/privacy/>）」に基づき適切に取り扱います。ただし、契約者は、当社がサービスの提供において必要な契約者の情報を、相互接続事業者及び当社が依頼する工事業者等と共有することを承諾するものとします。

2 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、前項にかかわらず、当該法令及び令状に定める範囲で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締役官、弁護士会、裁判所

等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合であって、当該照会に応じることにつき正当な理由があると当社が判断するときは、第1項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

第11章 雑則

第47条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第48条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で本契約に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第49条（準拠法）

本契約及び本約款の解釈、適用、履行や本契約及び本約款に定めのない事項については、日本法を適用します。

第50条（機密保持）

契約者は、本サービスの利用に関し知り得た次の情報を、第三者に対して開示することができません。

- (1) 当社とその関連会社、及びその契約者に係る施設、財産、製品、サービス、営業、その他事業に関する全ての情報。
 - (2) 有形、無形、及び秘密であるとの表示又は指示の有無、またその目的の如何を問わない、第三者の専有情報又は秘密情報。
- 2 前項は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとします。
- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
 - (2) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
 - (3) 知り得た後、自己の責によらず公知、公用となっている場合。
 - (4) 開示又は提供の同意を得た場合。
 - (5) 正当な権原を有する第三者から機密保持義務を課せられずに取得した場合。
 - (6) 法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続により、開示又は提供の要請があった場合。
- 3 契約者は、第1項で定める情報が契約者により開示又は漏洩された場合、それによって生ずる損害について一切の責任を負わなければなりません。
- 4 本条の規定は、その契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第51条（反社会勢力の排除）

1. 契約者は、本契約の締結に際し、自己が以下のいずれにも該当しないことおよび、今後とも該当しないことを表明し、保証することとします。また、当社は、契約者が以下のいずれかに該当した場合、または該当していたことが判明した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約または個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に属すると認められる場合。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合。
 - (3) 反社会的勢力を、自己または第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的で利用していると認められる場合。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
2. 前項の定めによる解除が行われた場合であっても、当社は当該解除によって契約者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

付則（令和6年7月2日）

この改定規定は、令和6年7月2日から実施します。

利用規程 AtinaVPN サービス

令和6年7月2日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程 AtinaVPN サービス」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、本約款における一般規程に従うものとします。

第1条 (AtinaVPN サービスの内容)

AtinaVPN サービスとは、当社が契約者に対して、第3条(提供サービス項目)に定義する内容を提供するサービスです。

第2条 (用語の定義)

この「利用規程 AtinaVPN サービス」においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
VPN ルータ導入	契約者が指定する設置場所に VPN ルータを導入することをいい、その内容は「AtinaVPN 別表1」に定めるとおりとします。
VPN ルータ保守	契約者が VPN ルータを適切な使用方法に従って使用したにもかかわらず発生した障害について、その復旧のために当社が行う修理及び交換等をいい、その内容は「AtinaVPN 別表1」に定めるとおりとします。
VPN ルータ死活監視	当社が VPN ルータの稼動状況を定期的に監視することをいい、その内容は別表に定めるとおりとします。
管理センター	VPN ルータに接続されるインターネット回線を用いてインターネットを介して死活監視を行う管理サーバ及び管理サーバのネットワーク上の位置を指し示すロケーションサーバをいいます。

第3条 (提供サービス項目)

AtinaVPN サービスで提供されるサービスの項目は、次のとおりとします。

項目	内容
VPN ルータ導入	AtinaVPN サービスを利用するための、VPN ルータの設定作成、VPN ルータへの設定反映の作業をいい、その内容は「AtinaVPN サービス別表1」に定めるとおりとします。
VPN ルータレンタル	当社が契約者に対して「AtinaVPN サービス別表1」に定め

(小規模向け)	る VPN ルータを貸し出し、契約者の指定する設置場所において契約者の利用に供するサービス。 拠点の人数規模が概ね～30 名程度。
VPN ルータレンタル (中規模向け)	当社が契約者に対して「AtinaVPN サービス別表 1」に定める VPN ルータを貸し出し、契約者の指定する設置場所において契約者の利用に供するサービス。拠点の人数規模が概ね～200 名程度。
VPN ルータ保守・管理	「AtinaVPN サービス別表 1」に定める VPN ルータ保守・管理サービス。
VPN ルータ死活監視	「AtinaVPN サービス別表 1」に定める VPN ルータ死活監視サービス。

第4条 (利用資格)

AtinaVPN サービスの利用には、VPN ルータ 1 台につき、当社が提供する「インターネット接続 Lite」若しくは契約者が当社の認める「1 固定 IP」付きのインターネット接続回線を契約する必要があります。

2 「インターネット接続 Lite」はインターネット接続 Lite サービス契約約款が適用されるものとします。

第5条 (課金開始日)

AtinaVPN サービスの利用に係る料金（初期費用、一時費用を除く。）の起算日となる課金開始日は、利用開始日とします。

第6条 (最低利用期間)

AtinaVPN サービスに係る本サービス契約（以下、「AtinaVPN サービス契約」といいます。）における最低利用期間は 2 年とし、その起算日は課金開始日とします。

第7条 (VPN ルータの機種変更)

契約者は、契約者の申出により、VPN ルータの機種を変更することができないものとします。ただし、当社が必要と判断した場合にはこの限りではありません。

第8条 (サービスの変更又は終了)

当社は、VPN ルータ及び当該 VPN ルータの修理用部品等の製造中止、終了等により VPN ルータに対する保守の提供、VPN ルータの提供の継続が不可能又は困難となった場合、AtinaVPN サービスの提供を変更又は終了することができるものとします。

2 前項のほか、AtinaVPN サービスを継続し難い事由が生じた場合は、当社は、AtinaVPN

サービスの提供を終了することができるものとします。

3 第1項及び前項において、AtinaVPN サービスを変更又は終了する場合、当社が別途定める方法で契約者に通知します。

第9条（解約の効力が生ずる日）

AtinaVPN サービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で解約の通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日後又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

第10条（料金）

契約者がAtinaVPN サービスの利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別途締結する個別契約の通りです。この場合において、初期費用の支払義務はAtinaVPN サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第11条（最低利用期間内解約・解除の調定）

AtinaVPN サービス契約において、第6条（最低利用期間）に定める最低利用期間が経過する日より前に、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、最低利用期間の残余の期間に対応する料金に相当する額を支払ものとします。

付則（令和6年7月2日）

この改定規定は、令和6年7月2日から実施します。

AtinaVPN サービス別表 1

1. VPN ルータ

(1) AtinaVPN サービス契約における VPN ルータとして使用する機種は、以下のとおりとします。ただし、当社の判断により使用する機種を変更する場合があります。

機種	製品名
RTX810	ヤマハ株式会社（YAMAHA）製のブロードバンドルータ「RTX810」
RTX830	ヤマハ株式会社（YAMAHA）製のブロードバンドルータ「RTX830」
RTX840	ヤマハ株式会社（YAMAHA）製のブロードバンドルータ「RTX840」
RTX1210	ヤマハ株式会社（YAMAHA）製のブロードバンドルータ「RTX1210」
RTX1220	ヤマハ株式会社（YAMAHA）製のブロードバンドルータ「RTX1220」

2. VPN ルータ導入

(1) AtinaVPN サービス契約における VPN ルータの導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
セルフ導入	契約者が指定する設定情報を基に当社が VPN ルータを事前に設定し、当社が VPN ルータを契約者が指定した場所へ送付し、契約者が設置、動作確認を行うものです。

(2) 契約者は、契約者の責任で VPN ルータの設置等の導入作業を行うものとします。

(3) 当社は、VPN ルータ以外の機器やソフトウェアに関する設定や検査は行わないものとします。

(4) VPN ルータ導入に係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

3. VPN ルータ保守・管理

(1) AtinaVPN サービス契約における VPN ルータの保守・管理方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
先出センドバック保守	当社は、契約者から VPN ルータの異常について申告があった場合、障害状況の聞き取りや確認を行った後、契約者の指

	定する場所に配送し、契約者自身で当該 VPN ルータの交換を行うものとします。 保守の対象は、VPN ルータのみとします。
ルータ管理	契約者が指定する第 3 条（提供サービス項目）の項目に対応する VPN ルータの設定情報を、管理センターにおいて維持・管理します。

(2) 当社は、契約者に対して VPN ルータの故障内容の解析及び報告を行わないものとします。

(3) (1)に規定するセンドバック保守に係る当社の対応時間帯は、受付が月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとし、翌営業日の発送とします。

4. VPN ルータ死活監視

(1) AtinaVPN サービス契約における VPN ルータの死活監視の方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
死活監視	当社は、管理センターにおいて、インターネットに接続された VPN ルータに対してインターネットを介して定期的を送信する Ping 及び VPN トンネルの状態変化により死活監視を行います。 管理センターにおける受信状況により、VPN ルータの Down 及び UP を検知し、かつ、当社が定める一定期間その状態が継続した場合、当社は、契約者が当社に対し予め指定した電子メールアドレス宛に、電子メールにて通知するものとします。(24 時間 365 日自動メール送信)

(2) (1)に規定する死活監視の提供には、VPN ルータが、第 4 条（利用資格）に定める対応サービスを使用してインターネットに接続された状態である必要があります。

利用規程 AtinaVPN オプションサービス

令和7年5月9日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程 AtinaVPN オプションサービス」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、本約款における一般規程に従うものとします。

第1条 (AtinaVPN オプションサービスの内容)

AtinaVPN オプションサービスとは、契約者が指定する複数拠点間を VPN 接続するために必要となる VPN ルータ等の AtinaVPN サービスに付随する各種サービスです。

第2条 (用語の定義)

この「利用規程 AtinaVPN オプションサービス」においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
導入	AtinaVPN オプションサービスを利用するための、各機器の設定作成、各機器への設定反映の作業をいい、その内容は「AtinaVPN オプションサービス 別表1」に定めるとおりとします。
保守・サポート	契約者が各機器を適切な使用方法に従って使用したにもかかわらず発生した障害について、その復旧のために当社が行う保守・サポートの対応全般をいい、その内容は「AtinaVPN オプションサービス 別表1」に定めるとおりとします。
管理センター	VPN ルータに接続されるインターネット回線を用いてインターネットを介して死活監視を行う管理サーバ及び管理サーバのネットワーク上の位置を指し示すロケーションサーバをいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
サービス間接続	AtinaVPN サービスと当社の他回線サービスを相互に接続し、両者のサービスの拠点間通信を可能にします。
サービス間接続点	AtinaVPN サービスと当社の他回線サービスをサービス間を接続する電気通信設備の接続点をいいます。
主系回線	AtinaVPN サービスで拠点と管理センター間の拠点間通信で、通常使用される主たる通信経路をいいます。
副系回線	AtinaVPN サービスで主系回線に障害が発生した際、自動的

	に切り替わって利用される予備の通信経路のことをいいます。
主系ルータ	AtinaVPN サービスでルータ冗長化サービスにおける VPN ルータをいいます。
副系ルータ	AtinaVPN サービスで主系ルータまたはその接続回線に障害が発生した際、自動的に通信を引き継ぐために待機している予備のルータのことをいいます。

第3条 （提供サービス項目）

AtinaVPN オプションサービスで提供されるサービスの項目は、次のとおりとし、その内容は別表に定めるとおりとします。

項目	内容
コールドスタンバイ機レンタル	<p>契約者が指定する拠点でセンドバック保守よりも速やかに VPN ルータを交換するため、VPN ルータを導入する際の設定情報と同等の VPN ルータを、電源を入れない状態で拠点に配置するサービス。</p> <p>その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <コールドスタンバイ機レンタル>」に定めるとおりとします。</p>
モバイル接続サービス	<p>契約者が指定する拠点で固定インターネット回線を利用できない場合などにおいて、モバイル回線を用いて VPN 接続をするために必要なモバイル回線、固定 IP、USB ドングル等の機器レンタル、導入、保守・サポートを組み合わせたサービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <モバイル接続サービス>」に定めるとおりとします。</p>
リモートアクセスサービス	<p>契約者の契約した拠点以外の場所から、インターネット回線を利用してリモートアクセス VPN 接続をするために必要な導入、保守・サポートを組み合わせたサービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <リモートアクセスサービス>」に定めるとおりとします。</p>
インターネットブレイクアウト設定サービス	<p>リモートブレイクアウトを利用している契約者が指定する拠点において任意のサービスをローカルブレイクアウトするために必要な導入、保守・サポートを組み合わせたサービスで、そのサービス内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <インターネットブレイクアウト設定サービス>」のとおりです。</p>

クラウド接続サービス	契約者が選択するクラウドサービスと VPN 接続するために必要となる導入、保守・サポートを組み合わせたサービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <クラウド接続サービス>」に定めるとおりとします。
無線 LAN アクセスポイントサービス	契約者に対して、無線 LAN アクセスポイントを貸し出し、無線 LAN 接続をするために必要な導入、保守・サポートを組み合わせたサービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <無線 LAN アクセスポイントサービス>」に定めるとおりです。
サービス間接続オプション	AtinaVPN サービスを利用する拠点と、契約者が別途契約する当社の他回線サービスを利用する拠点との間で通信を可能にするため、両者のネットワークを接続するサービスです。サービス間の接続を実現するための機器の導入・設定、サービス間接続区間の保守・サポートが含まれています。その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <サービス間接続オプション>」に定めるとおりです。
回線冗長化サービス	契約者が契約中の拠点において、主系回線に障害が発生した場合に、自動的に副系回線へ切り替えて通信を維持する冗長化サービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <回線冗長化サービス>」に定めるとおりです。
ルータ冗長化サービス	契約者が契約中の拠点において、主系ルータの故障またはその接続回線の障害発生時に、自動的に副系ルータへ切り替えを行い、通信を維持する冗長化サービスで、その内容は「AtinaVPN オプションサービス別表 1 <ルータ冗長化サービス>」に定めるとおりです。

第4条 （利用資格）

AtinaVPN オプションサービスの利用には、一つ以上の AtinaVPN サービスを契約する必要があります。

2 AtinaVPN オプションサービスの利用には、前条（提供サービス項目）に定義する各種サービスが利用可能な状態である必要があります。

3 前項における利用資格に係る費用については、契約者が負担するものとします。

4 契約者は、対応サービスの解約等により第 1 項に定める AtinaVPN オプションサービスの利用資格を満たさない状態となった場合には、当該 AtinaVPN オプションサービス契約を解約しなければならないものとします。この場合において、当社が契約者に対し解約の催告を行ってから 14 日が経過したときには、契約者は、当該 AtinaVPN オプションサー

ビス契約を解約したとみなされるものとします。

第5条 （課金開始日）

AtinaVPN オプションサービスの利用に係る料金（初期費用、一時費用を除く。）の起算日となる課金開始日は、利用開始日とします。

第6条 （最低利用期間）

AtinaVPN オプションサービスに係る本サービス契約（以下、「AtinaVPN オプションサービス契約」といいます。）における種類及び提供サービス項目の最低利用期間は1年とし、その起算日は課金開始日とします。

第7条 （サービスの変更又は終了）

当社は、VPN ルータ等及び当該 VPN ルータ等の修理用部品等の製造中止、終了等によりVPN ルータ等に対する保守の提供、VPN ルータ等の提供の継続が不可能又は困難となった場合、AtinaVPN オプションサービスの提供を変更又は終了することができるものとします。

2 前項のほか、AtinaVPN オプションサービスを継続し難い事由が生じた場合は、当社は、AtinaVPN オプションサービスの提供を終了することができるものとします。

3 第1項及び前項において、AtinaVPN オプションサービスを変更又は終了する場合、当社が別途定める方法で契約者に通知します。

第8条 （解約の効力が生ずる日）

AtinaVPN オプションサービス契約において、契約者が当社所定の解約申込書で解約の通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日後又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

第9条 （料金・負担金・再発行手数料等）

契約者がAtinaVPN オプションサービスの利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別途締結する個別契約の通りです。この場合において、初期費用の支払義務はAtinaVPN オプションサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第10条 （最低利用期間内解約・解除の調定）

AtinaVPN オプションサービス契約において、第6条（最低利用期間）に定める最低利用期間が経過する日より前に、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除

がされた場合には、契約者は当社に対し、AtinaVPN オプションサービスの提供サービス項目に応じ、第6条（最低利用期間）の規定に基づき設定された、最低利用期間の残余の期間に対応する料金に相当する額を支払ものとしします。

付則（令和6年7月2日）

この改定規程は、令和7年2月1日から実施します。

付則（令和7年5月9日）

この改定規程は、令和7年5月9日から実施します。

AtinaVPN オプションサービス 別表 1

<コールドスタンバイ機レンタル>

1. コールドスタンバイ機レンタル

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるコールドスタンバイ機レンタルとして使用する機器は以下のとおりとします。ただし、当社の判断により使用する機種を変更する場合があります。

機種	製品名
RTX810	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX810」
RTX830	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX830」
RTX840	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX840」
RTX1210	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX1210」
RTX1220	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX1220」

2. コールドスタンバイ機導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるコールドスタンバイ機の導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
事前設定導入	契約者が指定する拠点の VPN ルータ導入時の設定情報を事前に設定し、当社がコールドスタンバイ機を契約者が指定する場所へ送付し、契約者がコールドスタンバイ機を保管するものとします。

- (2) 当社は、契約者が指定する拠点の VPN ルータを基にコールドスタンバイ機を事前に設定、契約者が指定する場所にコールドスタンバイ機を送付し、管理センターにおいてコールドスタンバイ機の設定情報を維持・管理します。
- (3) 契約者は、契約者の責任でコールドスタンバイ機を保管するものとします。
- (4) コールドスタンバイ機に係る当社の対応時間は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

3. コールドスタンバイ機保守・サポート

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるコールドスタンバイ機保守・サポートの内容は、以下のとおりとします。

名称	内容
コールドスタンバイ機 センドバック保守	当社は、契約者から VPN ルータの異常について申告があり、当社が稼働中の VPN ルータが故障であると判断した場合は、契約者が故障した VPN ルータをコールドスタンバイ機へ交換した際に、契約者の指定する場所に新しいコールドスタンバイ機を送付します。

- (2) 当社は、新しいコールドスタンバイ機に最新の設定情報を設定し、契約者が指定する場所へ送付し、契約者が新しいコールドスタンバイ機を保管します。
- (3) 契約者は、契約者の責任で VPN ルータの交換を行うものとします。
- (4) 契約者は、故障した VPN ルータを当社に送付するものとし、その返還に要する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- (5) (1)に規定するコールドスタンバイ機交換に係る当社の保守対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとし、翌営業日の発送とします。

<モバイル接続サービス>

1. モバイル接続

- (1) モバイル接続用のモバイル回線については、当社が指定および調達したサービスを利用するものとし、その取り扱いについては、別途個別契約にて定めるものとします。

2. モバイル接続用機器レンタル

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるモバイル接続用機器レンタルとして使用する機器は以下のとおりとします。ただし、当社の判断により使用する機種を変更する場合があります。

機種	製品名
FS040U	富士ソフト株式会社製の USB ドングル「FS040U」
PA-HT100LN-SW	NEC プラットフォームズ株式会社製のモバイルルータ「PA-HT100LN-SW」

3. モバイル接続用機器レンタル導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるモバイル接続用機器レンタルの導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
セルフ導入	<p>当社は契約者が指定する設定情報を基にモバイル接続用機器を事前に設定し、当社がモバイル接続用機器を契約者が指定する場所へ送付します。</p> <p>契約者は、契約者の責任で VPN ルータにモバイル接続用機器を接続します。</p>

- (2) 当社は、契約者が指定する設定情報を基にモバイル接続用機器を事前に設定し、契約者の指定する場所にモバイル接続用機器を送付し、管理センターにおいてモバイル接続用機器の設定情報を維持・管理します。
- (3) モバイル接続用機器導入に係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

4. モバイル接続サービス保守・サポート

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるモバイル接続用機器レンタル保守の内容は、以下のとおりとします。

名称	内容
モバイル接続用機器センドバック保守	<p>当社は、契約者からモバイル接続を行っているモバイル接続用機器の故障の申告があり、当社が当該モバイル接続用機器の交換が必要と判断した際に、契約者の指定する場所にモバイル接続用機器を送付します。</p> <p>契約者は、契約者の責任でモバイル接続用機器を交換し、当該モバイル接続用機器を送付するものとします。</p>

- (2) 当該モバイル接続用機器返還に要する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- (3) モバイル接続サービスの故障受付は 24 時間 365 日行いますが、故障対応は翌営業日の対応となります。
- (4) 故障対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとし、翌営業日の発送とします。
- (5) SIM の故障受付は 24 時間 365 日実施しますが、SIM 再発行には 1 週間から 2 週間程度必要となります。

<リモートアクセスサービス>

1. リモートアクセスサービス

AtinaVPN オプションサービス契約におけるリモートアクセスサービスで対応する接続方式は以下のとおりとします。

リモートアクセス仕様	対象 OS
L2TP/IPsec	Microsoft がサポートする WindowsOS
	Apple がサポートする macOS、iOS
	Google がサポートする ChromeOS
	Google がサポートする AndroidOS

2. リモートアクセスサービス導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるリモートアクセスの導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
セルフ導入	契約者は当社が指定する設定情報を基にリモートアクセスサービスを利用する端末を設定します。

- (2) (1)に規定するサービスの契約申込を別途必要とします。
(3) (1)に規定するサービスの導入作業は契約者の責任において行うものとします。

3. リモートアクセスサービス保守・サポート

- (1) リモートアクセスサービスに係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

<インターネットブレイクアウト設定サービス>

1. インターネットブレイクアウト設定サービス

- (1) 当社は、契約者の指定するブレイクアウト対象のサービスについて、VPN ルータにブレイクアウトの設定をします。

2. インターネットブレイクアウト対象

- (1) インターネットブレイクアウト対象の設定可能サービスは以下のとおりとします。

サービス提供会社	サービス名
Microsoft	Office365 (Teams 含む)
ZOOM	ZOOM
Google	GoogleWorkspace
大塚商会	どこでもキャビネット

3. インターネットブレイクアウト導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるインターネットブレイクアウト設定サービスの導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
リモート設定導入	契約者が指定するインターネットブレイクアウト対象サービスを管理センターからリモートで VPN ルータに設定するものとします。

- (2) 当社は、契約者が指定するインターネットブレイクアウト対象サービスを管理センターからリモートで VPN ルータに設定し、管理センターにおいて VPN ルータのインターネットブレイクアウトに関する設定情報を維持・管理します。
- (3) インターネットブレイクアウト設定サービスに係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

4. インターネットブレイクアウト保守・サポート

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるインターネットブレイクアウト保守・サポートの内容は、以下のとおりとします。

名称	内容
インターネットブレイクアウト対象更新作業	当社は、契約者が指定するインターネットブレイクアウト対象サービスにおける提供サービス会社の対象サービスを定期的に確認し、設定変更を要する場合は管理センターからリモートで VPN ルータに設定変更をします。

- (2) (1)に規定するインターネットブレイクアウト対象更新作業の保守対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。
- (3) (1)に規定するインターネットブレイクアウト対象更新作業の保守対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

<クラウド接続サービス>

1. 提供対象サービス

- (1) クラウド接続サービスにおいて接続可能なサービスは、以下のとおりとします。

サービス提供会社	サービス名
Amazon Web Services, Inc.	アマゾンウェブサービス

グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	Google Cloud
--------------------	--------------

- (2) クラウド接続サービスにおいて接続可能なサービスは、以下のとおりとします。
- (3) 契約者は接続するクラウドサービスにつき、AtinaVPN サービスから接続する VPN 接続ポイントに係る契約を契約者の責任において行い、設定情報の一部を当社へ開示することを必要とします。

＜無線 LAN アクセスポイントサービス＞

1. 無線 LAN アクセスポイントレンタル

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における無線 LAN アクセスポイントとして使用する機器は以下のとおりとします。ただし、当社の判断により使用する機種を変更する場合があります。

機種	製品名
WAPS-AX4	株式会社バッファロー (BUFFALO) 製の無線 LAN アクセスポイント「WAPM-AX4」

2. 無線 LAN アクセスポイント導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における無線 LAN アクセスポイントの導入方法は、以下のとおりとします。

名称	内容
事前設定導入	契約者が指定する設定情報を基に無線 LAN アクセスポイントを事前に設定し、当社が無線 LAN アクセスポイントを契約者が指定する場所へ送付し、契約者が無線 LAN アクセスポイントの設置を行う導入方法

- (2) 当社は、契約者が指定する設定情報を基に無線 LAN アクセスポイントを事前に設定し、契約者が指定する場所に無線 LAN アクセスポイントを送付し、管理センターにおいて無線 LAN アクセスポイントの設定情報を維持・管理します。
- (3) 契約者は、契約者の責任で無線 LAN アクセスポイントの設置を行うものとします。
- (4) 当社は、無線 LAN アクセスポイント及び VPN ルータ以外の機器やソフトウェアに関する設定や検査は行わないものとします。
- (5) 無線 LAN アクセスポイント導入に係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

3. 無線 LAN アクセスポイント保守・サポート

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における無線 LAN アクセスポイント保守・サポートの内容は、以下のとおりとします。

名称	内容
無線 LAN アクセスポイント センドバック保守	当社は、契約者から無線 LAN アクセスポイントレンタルを行っている無線 LAN アクセスポイントの故障の申告があり、当社が当該無線 LAN アクセスポイントの交換が必要と判断した際に、契約者の指定する場所に無線 LAN アクセスポイントを送付します。

- (2) 契約者は、契約者の責任で無線 LAN アクセスポイントの交換を行うものとします。
- (3) 契約者は、故障した無線 LAN アクセスポイントを当社当てに送付するものとし、その返還に要する送料等の費用は、契約者の負担とします。
- (4) (1)に規定する周辺機器保守に係る当社の保守対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとし、翌営業日の発送とします。

<サービス間接続オプション>

1. サービス間接続

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるサービス間接続オプションとして提供する当社の他回線サービスは以下のとおりとします。

回線サービス名称	BroadLine リレーション Ethernet サービス
----------	--------------------------------

- (2) AtinaVPN オプションサービス契約におけるサービス接続オプションのサービス間接続点は、前号に定義する回線サービスの收容網内の電気通信設備とします。

2. サービス間接続オプション導入

- (1) サービス間接続オプションの導入は以下のとおりとします。

名称	内容
事前設定導入	当社がサービス間接続に必要な電気通信設備を調達、設定します。拠点で利用する CPE (Customer Premises Equipment) については、当社がサービス間接続に必要な設定情報を契約者に提示し、契約者がその設定情報を契約者指定の CPE に設定します。ただし、拠点で利用する CPE が当社が賃貸している機器の場合は、この限りではありません。

3. サービス接続オプションの保守・サポート

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるサービス間接続オプションの保守・サポートの内容は、以下のとおりとします。

名称	内容
保守・サポート範囲	サービス間接続点を起点としたサービス間接続における電気通信設備を保守・サポート範囲とします。サービス間を接続する当社の他回線サービスの保守については、他回線サービスのサービス仕様に則ります。
死活監視	当社は、管理センターにおいて、サービス間接続区間における電気通信設備に対して定期的に送信する Ping 及び BGP ステータス等の状態変化により死活監視を行います。 管理センターにおける受信状況により、異常を検知し、かつ、当社が定める一定期間その状態が継続した場合、当社は、契約者が当社に対し予め指定した電子メールアドレス宛に、電子メールにて通知するものとします。(24 時間 365 日自動メール送信)

<回線冗長化サービス>

1. 回線冗長化サービス

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における回線冗長化サービスの副系回線については、「利用規程 AtinaVPN サービス 第4条 (利用資格)」に準ずるものとします。

2. 回線冗長化サービス導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における回線冗長化サービスの導入方法は、以下のいずれかのおりとなります。

名称	内容
セルフ導入	契約者が指定する設定情報を基に、当社が VPN ルータを事前に設定し、当社が VPN ルータを契約者が指定した場所へ送付し、契約者が設置、動作確認を行うものです。
リモート設定導入	契約者の指定する設定情報を基に、当社が管理センターからリモートで VPN ルータに設定するものです。

- (2) 管理センターにおいて VPN ルータの回線冗長化サービスに関する設定情報を維持・管理します。
- (3) 回線冗長化サービス導入に係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

3. 回線冗長化サービス保守・サポート

- (1) 回線冗長化サービスに係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

4. 回線冗長化サービス死活監視

- (1) 「AtinaVPN オプションサービス別表 1 VPN 4. ルータ死活監視」に準ずるものとします。

<ルータ冗長化サービス>

1. ルータ冗長化サービス

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約における副系ルータは以下のとおりとします。ただし、当社の判断により使用する機種を変更する場合があります。

機種	製品名
RTX1210	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX1210」
RTX1220	ヤマハ株式会社 (YAMAHA) 製のブロードバンドルータ「RTX1220」

- (2) ルータ冗長化サービスの副系回線については、「利用規程 AtinaVPN サービス 第 4 条（利用資格）」に準ずるものとします。

2. ルータ冗長化サービス導入

- (1) AtinaVPN オプションサービス契約におけるルータ冗長化サービスの導入方法は、以下のいずれかのとおりとします。

名称	内容
セルフ導入	契約者が指定する設定情報を基に、当社が副系ルータを事前に設定し、当社が副系ルータを契約者が指定した場所へ送付し、契約者が設置、動作確認を行うものです。
リモート設定導入	契約者の指定する設定情報を基に、当社が管理センターからリモートで主系ルータに設定するものです。

- (2) 管理センターにおいて副系ルータの設定情報を維持・管理します。
- (3) ルータ冗長化サービス導入に係る当社の対応時間帯は、月曜日から金曜日（土・日・祝日及び年末年始等当社の指定する日を除く）午前 10 時から午後 6 時までとします。

3. ルータ冗長化サービス保守・サポート

- (1) 「AtinaVPN オプションサービス別表 1 VPN 3. ルータ保守・管理」に準ずるもの

とします。

4. ルータ冗長化サービス死活監視

- (1) 「AtinaVPN オプションサービス別表 1 VPN 4. ルータ死活監視」に準ずるものとします。